

京丹後市公共建築物等における 木材の利用促進に関する基本方針



京都府京丹後市

令和5年7月

京丹後市公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針

第1 趣旨

本方針は、京丹後市の建築物等の整備において、積極的に京都府産木材（京都府内で素材生産された木材）の利用を促進するための基本方針を定めるとともに、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき京都府が定めた「京都府産木材の利用の促進に関する基本方針」に即して、法第12条第2項に掲げる必要な事項を定め、健全な森林の育成、地球環境の保全、林業・木材産業の振興のため策定するものです。

第2 建築物等における木材の利用促進の意義

1 木材の利用促進の意義

京丹後市は総面積の74%を森林が占め、そのほとんどが民有林で、そのうちヒノキを主体とした人工林面積は9,511haであり、人工林率は26%となっています。

森林の役割は奥山から里山に至るまで、様々な樹種や生育段階からなり、水源涵養、自然環境の保全、土砂の流出防備、地球温暖化の防止、林産物の供給等多面的な機能の発揮を通じて市民生活の安定に重要な役割を担っています。

人工林資源が成熟し、利用可能な段階を向かえつつある一方、木材価格の下落や林業や林業者の高齢化、後継者不足等から林業生産活動が低迷し、森林の有する多面的機能の低下が懸念されています。

このような状況から、京都府産木材の需要を拡大することにより、森林の適切な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮と資源循環型社会の形成に役立ち、地域の活性化に貢献するものです。

2 公共建築物等における木材利用促進の効果

公共建築物は、多くの市民に利用されることから、木と触れ合い木の良さを実感する機会を広く提供することができます。京丹後市が率先して公共建築物等への木材利用を進めることで、直接的な木材需用拡大はもとより、木材の良さを多くの市民にPRすることで、一般建築物への利用の促進や、木製品による消耗品等への利用促進、薪ストーブなどエネルギー源としての木材利用の拡大への波及効果も期待できます。

第3 建築物等への木材の利用促進の方針

1 木材の利用を促進すべき公共建築物等

(1) 対象

京丹後市の庁舎のほか、市立の教育施設、文化施設、運動施設、福祉施設、医療施設などの市民が利用する機会が多い公共建築物や市営住宅を対象にします。

(2) 木造化を推進する範囲

公共建築物の整備においては、以下に掲げる法令等により木造化が困難な①から③の場合を除き、可能な限り「木造」に努めるものとします。

- ① 建築基準法の規定により木造化が困難な場合。
- ② 建築物に求められる強度、耐火等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要があるなど、構造計画やコスト面での木造化が困難な場合。
- ③ 災害時の拠点室等を有する災害緊急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵または使用する施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物、文化財の収納・展示施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造になじまない又は木造化を図ることが困難な場合。

(3) コスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備に当たっては、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の工夫により維持管理コストの低減を図り、建設コストにとどまらず、その計画・設計段階から維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルについても十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断したうえで木材の利用に努めるものとします。

2 土木工事

京丹後市が実施する土木工事または公共建築物、公園などの外構工事における各種資材及び仮設資材を対象とします。

3 バイオマス、燃料利用

京丹後市の公共施設等の暖房器具、ボイラー等を導入する場合を対象とします。

4 民間事業者への利用促進及び普及啓発

市は、木や森を利用することの意義及び京都府産木材の利用等の促進の重要性に対する市民等の理解を深めるため、商品開発や展示会への出展など府内産木材の利用が広く周知される事業や、森林環境・木育・体験等の活動を推進するとともに、京都府産木材の利用等に関する情報の発信等を通じて民間事業者への普及啓発を図るものとします。

5 その他

市有施設における机・椅子・書架などの調度品や文具など消耗品の導入を対象とします。

6 京都府産材の定義

原則として「京都府産木材認証(ウッドマイレージCO₂京都の木認証^{※1})」を受けた木材としますが、当該木材の使用が困難な場合は「京都府産木材証明(京都の木証明^{※2})」を受けた木材とします。

※1 ウッドマイレージCO₂京都の木認証木材

「京都府産木材認証制度」により京都府産木材であることや輸送時に排出される二酸化炭素の削減量が証明された木材

※2 京都の木証明木材

「京都府産木材認証制度」により京都府産木材であることが証明された木材

第4 京丹後市が整備する公共建築物等における木材利用の目標

1 公共建築物の木造化・内装木質化

京丹後市が整備する以下の施設は、可能な限り木造化を進め、非木造となった場合にも、内装の木質化を積極的に推進します。

- ① 学校施設
- ② 社会福祉施設
- ③ 医療施設
- ④ 運動施設
- ⑤ 社会教育施設
- ⑥ 文化・観光施設
- ⑦ 住宅施設
- ⑧ 公園施設
- ⑨ 庁舎

⑩ その他①～⑨に類する施設

2 土木施設

京丹後市が実施する下記施設の整備については、土木工事または外構工事での各種資材及び仮設資材などで、京都府産木材の木製品を可能な限り使用します。

- ① 道路施設(林道・作業道などを含む)
- ② 公園施設
- ③ 河川施設
- ④ 外構施設
- ⑤ その他①～④に類する施設

3 バイオマス、燃料利用

暖房器具やボイラーを設置する場合は、エネルギー源として木質バイオマスを燃料とする器具等の選定について、導入及び燃料の調達や維持管理に要するコストと体制を考慮しながら導入促進に努めるものとします。

4 その他

市有施設における机・椅子・書架などの調度品や、文具などの消耗品の調達可能なものについては、可能な限り京都府産木材を使用した木製品とします。